

静岡県

屋外広告業の登録の手引き

令和 8 年 9 月改正

屋外広告業の登録制度

静岡県では、平成 17 年 10 月に屋外広告業の登録制度を導入しました。

静岡県内（政令市を除く。＊）で屋外広告業を営む場合には、静岡県知事の登録を受けなければなりません。

※政令市（静岡市、浜松市）で屋外広告業を営む場合には、市長の登録を受けなければなりません。

目次

1	屋外広告業とは	p1
2	登録制度の概要	p1
3	登録申請の手続	p2
4	登録後にしなければならないこと	p11
5	屋外広告業の登録事項の変更及び屋外広告業の廃業の届出	p13
6	屋外広告業登録証の再交付	p19
7	よくある質問	p20
8	提出先一覧	p21

1 屋外広告業とは

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいいます。すなわち、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、元請け又は下請けといった立場の形態は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当しません。同様の趣旨から、単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで、現実に屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行わないものも、屋外広告業に該当しません。

[参考文献:屋外広告の知識(法令編)]

2 登録制度の概要

(1) 目的

屋外広告物は地域の景観を構成する重要な要素であるため、景観法の制定を受け、平成 16 年に屋外広告物法が改正されました。これに伴い、従来の届出制度に代えて登録制度が導入されました。

登録制度は、従来の届出制度と異なり、屋外広告業者の指導・監督を行うことができるという点が特色です。

これにより、優良な業者の育成を図り、不適格な業者を排除し、良好な景観の形成に寄与する県屋外広告物条例に適合した優良な広告物を設置する体制を構築するというのが目的です。

(2) 登録制度の主な内容

○静岡県内（政令市を除く。）で屋外広告業を営む場合には、静岡県知事の登録を受けなければなりません。

[3 登録申請の手続き]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【p2 参照】

○屋外広告業の登録をするには、一定の要件があります。[3(3)登録の拒否事由]・・・・・・・・【p5 参照】

○登録の有効期間は 5 年間です。有効期間の満了後、引き続き屋外広告業を営む場合は、更新の登録を受ける必要があります。[3 登録申請の手続]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【p2 参照】

○登録事項に変更があった場合は、変更のあった日から 30 日以内に届け出なければなりません。

[5 屋外広告業の登録事項の変更及び屋外広告業の廃業の届出]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【p13 参照】

○屋外広告業の登録に関する規定に違反した場合は、登録の取消しや罰則などの処分を受ける場合があります。[3(4) 監督処分等]・・・【p5 参照】

3 登録申請の手続（新規及び更新）

（静岡県屋外広告物条例第 22 条、静岡県屋外広告物条例施行規則第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 29 条）

静岡県内で屋外広告業を営む場合には、登録申請書に必要な書類を添付し、主たる営業所又は営業所を所轄する土木事務所に提出してください。

登録された場合、県から屋外広告業登録証が交付されます。

登録の有効期間は 5 年間で、有効期間の満了後も屋外広告業の営業を続ける場合には、有効期間の満了日の 30 日前までに更新登録の申請をする必要があります。

政令市（静岡市及び浜松市）で屋外広告業を営む場合には、それぞれの市に登録が必要です。登録申請の手続きについては、それぞれの市にお問い合わせください。

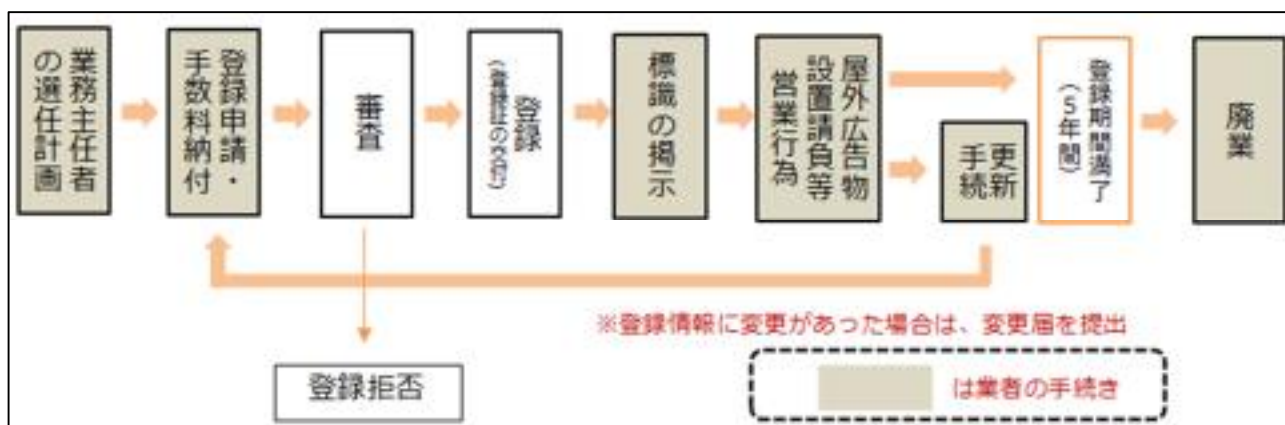
（問い合わせ先 | 静岡市景観まちづくり課：054-221-1123、浜松市土地政策課：053-457-2344）

(1) 登録申請の流れ

新規の登録申請の場合、屋外広告業の営業行為を行うまでに登録できるよう、余裕を持って申請をしてください。

更新の登録申請は、登録の有効期間の満了の日の 30 日前までに申請書を提出してください（申請は 6 ヶ月前から行うことができます。）。

<標準的な登録手続>



※補正等の手続がない場合、書類の提出から登録証を発効するまでの標準処理期間は 23 日です。

(2) 提出書類

ア 提出部数

正本：1 部

副本：1 部（一式、正本のコピーで構いません）

イ 提出書類一覧

No	書類名称	申請者の区分		
		個人		法人
		成人	未成年	
1	屋外広告業登録申請書（様式第 17 号）	○	○	○
2	静岡県収入証紙 1 万 200 円分	○	○	○
3	誓約書（様式第 18 号）	○	○	○
4	住民票の写し ※コピー可 （県外の場合のみ）	申請者本人		—
		法定代理人		—
5	業務主任者の資格を証する書面のコピー （以下のうちいずれか） ・ 屋外広告士登録証又は屋外広告士合格証 ・ 屋外広告物講習会修了証書 ・ 技能検定合格証書（広告美術仕上げ） ・ 職業訓練指導員免許証（広告美術科） ・ 職業訓練課程（広告美術科）の修了証	○	○	○

ウ 各書類の注意事項

No	注意事項
2	・ No1（屋外広告業登録申請書（様式第 17 号））の余白に貼付してください。
	・ 購入先は、次ページを参照ください。
3	・ 申請者の押印又は署名が必要です。
	・ 法人の場合は、法人代表者による記入及び法人代表者印の押印又は署名が必要です。
4	・ 住民票の写しは申請日の前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
	・ 申請者が未成年者の場合は、法定代理人に関する添付書類が必要です。法定代理人が個人の場合には、住民票（県内に住民票がある場合には不要）が必要です。
5	・ 業務主任者について詳しくは、次ページを参照してください。
	・ 営業所ごとに専任の業務主任者を選任してください（静岡県屋外広告物条例第 24 条）。ただし、営業所ごとに専任された業務主任者が、以下の条件を全て満たす場合には、兼任して従事することができます。①業務主任者の資格が屋外広告士の場合、②業務主任者が兼任して業務を行おうとする営業所相互間の交通状況その他の事情に照らして、業務を総括する上で支障が生ずるおそれがないと認められる場合。 詳しくは、提出先の土木事務所に相談してください。
*	・ 法人に添付を求めていた登記事項証明書については、令和 8 年 9 月 1 日より添付不要になりました。

【参考】業務主任者の資格とは（静岡県屋外広告物条例第 24 条）

- ・屋外広告士
- ・静岡県の屋外広告物講習会の課程を修了した者※
- ・他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会の課程を修了した者
- ・職業能力開発促進法に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者

※ 静岡県では、年 1 回屋外広告物講習会を開催しています。講習会の開催日時等は、県ホームページ、県民だより等に掲載しています。

【参考】静岡県収入証紙の購入先

静岡県収入証紙は、県庁本館 1 階売店、県総合庁舎、市役所・町役場などで販売しています。その他、「静岡県収入証紙売りさばき所」の看板のある、知事の指定した売りさばき所でも販売しています。

＜郵送による購入＞

郵送により静岡県収入証紙を購入できます。

静岡県庁収入証紙販売所あてに現金書留で下記のものを送付してください。

- ・ 「証紙の購入代金」
- ・ 購入する証紙の種類及び枚数並びに金額及び領収書の宛名などを記載した「メモ」
- ・ 「返信用封筒」（簡易書留郵便料金相当の切手を貼付）

(送付先)

〒420-8601

静岡市葵区追手町 9 番 6 号 県庁本館 1 階売店静岡県収入証紙販売所

☎054-221-2557

(3) 登録の拒否事由（静岡県屋外広告物条例第 22 条の 4）

登録申請が次に該当する場合は、登録できません。

- ア 登録の取消し処分のあった日から 2 年を経過しない者
- イ 屋外広告業で法人であるものが、登録の取消し処分にあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- ウ 屋外広告業の営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- オ 申請者が未成年者でその法定代理人がアからエまで又はカのいずれかに該当するもの
- カ 法人でその役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- キ 業務主任者を選定していない者

(4) 監督処分等

【登録の取消し又は営業停止】（静岡県屋外広告物条例第 25 条の 2）

次に該当する場合、登録の取消し、又は 6 か月以内の営業の停止を命ぜられる場合があります。

- ・不正の手段により登録を受けたとき
- ・登録拒否の要件に該当することとなったとき
- ・変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ・静岡県屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したとき

【罰則】

違反行為	罰則の内容（根拠条例）
登録を受けずに屋外広告業を営んだ者	1 年以下の拘禁又は 50 万円以下の罰金 （静岡県屋外広告物条例第 32 条）
不正の手段により登録を受けた者	
営業の停止命令に違反した者	
変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30 万円以下の罰金 （静岡県屋外広告物条例第 34 条）
業務主任者を選任しなかった者	
立入検査を拒み、妨げる等の行為を行った者	20 万以下の罰金 （静岡県屋外広告物条例第 35 条）
廃業の届出を怠った者	5 万以下の過料 （静岡県屋外広告物条例第 37 条）
標識を掲げない者	
帳簿を備えなかったり、虚偽の記載をしたり、保存をしなかった者	

(5) 屋外広告業登録申請書等の作成

ア 屋外広告業登録申請書（表面）：（法人の新規登録の場合）記載例

様式第17号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）
屋外広告業登録申請書

余白に
静岡県収入証紙
を貼付

法人の新規申請
（記載例）

令和3年5月1日

知事名を記入

静岡県知事 ●●●● 様

住所 静岡市葵区追手町1-A
登録申請者 株式会社静岡県庁
氏名 代表取締役 静岡 太郎

新規の場合：「第3項」「更新」を抹消

屋外広告業の登録を受けたいので、静岡県屋外広告物条例第22条
第1項 の規定により
第3項

関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※現在受けている登録の年月日及びその番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号 年 月 日
氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	ふりがな 氏 名 株式会社静岡県庁 代表取締役 静岡 太郎 法人・個人の別 ① 法人 2 個人		
住所	郵便番号（420-0853） 静岡市葵区追手町1-A 電話番号（054）111-1111 登記事項証明書の所在地と一致		
1 営業所の名称及び所在地並びに業務主任者	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）	営業所の電話番号
	本社	沼津市高島本町1-1 （〒410-0055）	（065） 111-1111
	浜松支店	浜松市中区中央1-1 （〒430-0001）	（053） 111-1111
	業務主任者		氏 名 資格
	沼津 花子		屋外広告士
	浜松 次郎		講習会修了者

静岡県内で屋外広告業を営む営業所を全て記載する。
※「営業所住所が県内」だけでなく、県内で屋外広告業を営む場合の営業拠点を記載してください（本店が直接営む場合は、本店も記載）。

(裏)

2 業務主任者の兼任による支障が生じないことに関する簡潔な説明			
3 登録申請者又は登録申請者（未成年者に限る。）の法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の職及び氏名	職	氏 ふりがな 名	
	代表取締役	しずおか たろう 静 同 太郎	
	取締役	ぬまづ はなこ 沼津 花子	
	取締役	はままつ じろう 浜 松 次郎	
監査役は記載しない。 役員が大人数で枠内に収まらない場合は、別紙でも可			
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	氏 ふりがな 名 (法人にあつては、その名称)		
	住 所	郵便番号 (-)	電話番号 ()
5 他の地方公共団体における屋外広告業の登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日 年 月 日	登録番号
	他の都道府県で登録を受けている場合に記載。 許可証の写しは提出不要		
備 考			

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、新規の登録の場合は記入しないこと。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別を記入すること。

イ 屋外広告業登録申請書（表面）：（個人の更新登録の場合）記載例

様式第 17 号（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）
（表）
屋外広告業登録申請書

余白に
静岡県収入証紙
を貼付

個人の更新申請
（記載例）

知事名を記入

令和 3 年 5 月 1 日

静岡県知事 ●●●● 様

住 所 静岡市葵区追手町 1 - A
登録申請者
氏 名 静岡 太郎

更新の場合：「第 1 項」「新規」を抹消

屋外広告業の登録を受けたいので、静岡県屋外広告物条例第 22 条

第 1 項

の規定により

第 3 項

関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※現在受けている登録の年月日及びその番号	静岡県知事登録屋外広告業第 (2) 1 1 1 1 1 号 平成 2 8 年 6 月 1 日	
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	ふりがな 静岡 太郎 法人・個人の別 1 法人 ② 個人			
住 所	郵便番号 (4 2 0 - 0 8 5 3) 静岡市葵区追手町 1 - A 電話番号 (0 5 4) 1 1 1 - 1 1 1 1 住民票の住所と一致			
1 営業所の名称及び所在地並びに業務主任者	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	営業所の電話番号	業務主任者 氏 名 資格
	AB 看板	沼津市高島本町 1 - 1 (〒410-0055)	(055) 111-1111	ふりがな 静岡 太郎 屋外広告士
営業所の名称欄は、屋号を記載する。				

(裏)

2 業務主任者の兼任による支障が生じないことに関する簡潔な説明			
3 登録申請者又は登録申請者（未成年者に限る。）の法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の職及び氏名	職	氏 ^{ふりがな} 名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	氏 ^{ふりがな} 名 (法人にあつては、その名称)		
	住所	郵便番号 (-) 電話番号 ()	
5 他の地方公共団体における屋外広告業の登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日 年 月 日	登録番号
	他の都道府県で登録を受けている場合に記載。 許可証の写しは提出不要		
備考			

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、新規の登録の場合は記入しないこと。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別を記入すること。

ウ 誓約書：記載例

様式第 18 号（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

法人の場合
（記載例）

誓約書

登録申請者は、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないことを
誓約します。

令和 3 年 5 月 1 日

登録申請者 株式会社静岡県庁 代表
代表取締役 静岡太郎 者印

知事名を記入

代表者が自署する場合は押印不要

静岡県知事 ●● ●● 様

様式第 18 号（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

個人の場合
（記載例）

誓約書

登録申請者は、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないことを
誓約します。

令和 3 年 5 月 1 日

登録申請者 静岡 太郎 個人
印

知事名を記入

自署する場合は押印不要

静岡県知事 ○○ ○○ 様

4 登録後にしなければならないこと（登録業者の義務）

(1) 標識の掲示及び帳簿の備付け

ア 標識の掲示（静岡県屋外広告物条例第24条の2）

登録を受けた後は、営業所ごとに屋外広告業登録業者であることを示す下記の標識を作成及び掲示しなければなりません。標識には、氏名・名称・商号、代表者氏名、登録番号・登録年月日、営業所名、業務主任者の氏名を記載します。標識の規格は、A3横型です（材質は任意です）。

イ 帳簿の備付け（静岡県屋外広告物条例第24条の3）

登録を受けた後は、屋外広告物の表示・掲出物件の設置に関する工事について、締結した請負契約の内容を記載した帳簿を作成し、整理・保存してください。この帳簿は、請負契約の期間の満了の日の属する事業年度の最終日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。パソコン等を利用してCD-ROM等で保存しても差し支えありません。

帳簿に記載していただく事項は次のとおりです。

- (ア) 発注者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (ウ) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (エ) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

(2) 標識及び帳簿の作成

ア 標識（様式第29号）：記載例

様式第29号（第25条関係）（用紙 日本産業規格A3横型）	
屋 外 広 告 業 登 録 票	
氏名又は名称及び個人であつて商号を定めている場合の商号	(法人登録の場合) 株式会社静岡県庁 (個人登録の場合) 静岡 太郎
法人である場合の代表者の氏名	(法人登録の場合) 代表取締役 静岡 太郎
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第(2)11111号
登 録 年 月 日	平成28年6月1日
営 業 所 名	浜松営業所
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	浜松 次郎

登録票の内容に変更があった場合は新しいものに作り直すこと

(例1) 登録期間を更新し、登録番号・登録年月日が新しくなった場合

(例2) 業務主任者が異動した場合

イ 屋外広告業帳簿（様式第 30 号）：記載例

帳簿は、登録した事業所ごとに備え付け、契約ごとに作成してください。

様式第 30 号（第 26 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 横型）					
屋 外 広 告 業 帳 簿					
発注者		広告物の表示又は掲出物件 の設置の場所	表示した広告物又は設置した掲出物件		表示又は設置の 年月日
氏名又は名称	住 所		名称又は種類	数 量	
C 商事静岡支店	静岡市追手町 1	静岡市追手町 1-A ビル壁上	壁上広告板	15 ㎡	平成 30 年 2 月 1 日
D コンビニ 浜松店	浜松市中区中央 1-1	浜松市中区中央 2-2	野立て広告塔 壁面広告板	2 件計 6 ㎡	平成 31 年 4 月 1 日
E 商店街	沼津市高島本町 1-1	沼津市高島本町 1-1 他 (E 商店街沿い)	街灯広告（巻付）	12 本	令和元年 6 月 1 日

5 屋外広告業の登録事項の変更及び屋外広告業の廃業の届出

(1) 登録事項に変更があった場合の提出書類

屋外広告業の登録事項に変更があった場合は、届出を行う必要があります。

ア 提出期限

登録事項に変更のあった日から 30 日以内に届出を提出してください。

イ 提出部数

正本：1 部

副本：1 部（一式、正本のコピーで構いません）

ウ 提出書類一覧 ※複数の変更事項を同時に届け出る場合は、書類は 1 つにまとめてください。

変更事項	提出書類
屋外広告業者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名	①屋外広告業登録事項変更届（様式第 20 号） ②誓約書（様式第 18 号） ③屋外広告業登録証（原本） ④個人：住民票の写し（県外の場合のみ） ※コピー可
営業所の名称、所在地	①屋外広告業登録事項変更届（様式第 20 号）
役員の氏名、役職（法人の場合）	②誓約書（様式第 18 号）
法定代理人の氏名、住所	
業務主任者の変更	①屋外広告業登録事項変更届（様式第 20 号） ②誓約書（様式第 18 号） ⑤業務主任者の資格を証する書面のコピー

エ 各書類の注意事項

番号	注意事項
②	・変更事項がいずれの場合でも、登録申請者（法人の場合は法人代表者、個人の場合は本人）が作成し、署名又は押印してください。
③	・屋外広告業登録証の記載事項を変更し再交付するため、現在交付されている屋外広告業登録証（原本）の添付が必要です。
④	・住民票の写しは申請日の前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
⑤	・営業所ごとに専任の業務主任者を選任してください。 ただし、営業所ごとに専任された業務主任者が、以下の条件を全て満たす場合には、兼任して従事することができます。①業務主任者の資格が屋外広告士の場合、②業務主任者が兼任して業務を行おうとする営業所相互間の交通状況その他の事情に照らして、業務を総括する上で支障が生ずるおそれがないと認められる場合。 詳しくは、提出先の土木事務所に相談してください。
*	・法人に添付を求めている登記事項証明書については、令和 8 年 9 月 1 日より添付不要になりました。

（注意）

登録を受けた個人がいわゆる「法人成り」した場合には、法人としての新規の屋外広告業の登録申請とともに、個人としての廃業等の届出が必要です（登録事項の変更ではありません。）。

(2)廃業等に至った場合の提出書類

屋外広告業を廃止した場合などは、届出を行う必要があります。

ア 提出期限

屋外広告業を廃止した場合などの理由が生じた日から 30 日以内に届出を提出してください。

イ 提出部数

正本：1 部

副本：1 部（一式、正本のコピーで構いません）

ウ 提出書類一覧

- ・屋外広告業廃業等届（様式第 21 号）
- ・屋外広告業登録証（原本）

エ 届出者

届出は、廃業等の理由に応じ、次の方が行ってください。

廃業等の理由	届出を行う者
屋外広告業を営む者が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
上記以外の理由で法人が解散した場合	清算人
屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員

※登録を受けた個人の死亡や代替わりにより相続人等が引き続き屋外広告業を営もうとするときは、登録を受けた個人について廃業等の届出をするとともに、相続人等は新規に屋外広告業の登録申請をしてください。

(3)屋外広告業登録事項変更届出書等の作成

ア 屋外広告業登録事項変更届（様式第 20 号）：記載例 1

法人の代表者変更
(記載例)

様式第 20 号（第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告業登録事項変更届

変更のあった日から 30 日以内に届出

令和 3 年 5 月 1 日

法人名・所在地・代表者が変更した場合。現在の内容を記載

知事名を記入

静岡県知事 ●●●● 様

住 所 静岡市葵区追手町 1-A

届出者 株式会社静岡県庁

氏 名 代表取締役 静岡 一郎

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 5 第 1 項の規定により届け出ます。

屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 (2) 1 1 1 1 1 号		
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	株式会社静岡県庁 代表取締役 静岡 一郎 法人・個人の別 ① 法人 2 個人		
住 所	郵便番号 (420-0853) 静岡市葵区追手町 1-A 電話番号 (054) 111-1111		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	代表取締役 静岡 太郎	代表取締役 静岡 一郎	令和 3 年 4 月 10 日

届出が必要な事項【法人の場合】

- ・ 法人名称
- ・ 法人所在地
- ・ 代表者の氏名
- ・ 営業所の名称
- ・ 営業所の所在地
- ・ 役員の氏名
- ・ 業務主任者の氏名
- ・ 業務主任者が担当する営業所の名称
- ・ 未成年の場合は、法定代理人の氏名、住所等

届出が必要な事項【個人の場合】

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 営業所の名称
- ・ 営業所の所在地
- ・ 業務主任者の氏名
- ・ 業務主任者が担当する営業所の名称
- ・ 未成年の場合は、法定代理人の氏名、住所等

記載例 2

個人の営業所変更
(記載例)

様式第 20 号 (第 19 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

変更のあった日から 30 日以内に届出

令和 3 年 5 月 1 日

屋外広告業登録事項変更届

知事名を記入

静岡県知事 ●●●● 様

住所、氏名が変更した場合、
現在の内容を記載

住 所 静岡市葵区迫手町 1-A

登録申請者

氏 名 静岡 太郎

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 5 第 1 項の規定により届け出ます。

屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 (2) 1 1 1 1 1 号		
氏 名 ふりがな 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	しずおか いちろう 静岡 一郎 法人・個人の別 1 法人 (2) 個人		
住 所	郵便番号 (4 2 0 - 0 8 5 3) 静岡市葵区迫手町 1-A 住民票の住所と一致 電話番号 (0 5 4) 1 1 1 - 1 1 1 1		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
営業所の所在地	(A B 看板) 沼津市高島本町 1-1 (〒410-0055)	(A B 看板) 浜松市中央区中央 1-1 (〒430-0001)	令和 3 年 4 月 10 日

(注) 届出が必要な事項【法人の場合】

- ・法人名称
- ・法人所在地
- ・代表者の氏名
- ・営業所の名称
- ・営業所の所在地
- ・役員の氏名
- ・業務主任者の氏名
- ・業務主任者が担当する営業所の名称
- ・未成年の場合は、法定代理人の氏名、住所

届出が必要な事項【個人の場合】

- ・氏名
- ・住所
- ・営業所の名称
- ・営業所の所在地
- ・業務主任者の氏名
- ・業務主任者が担当する営業所の名称
- ・未成年の場合は、法定代理人の氏名、住所

イ 屋外広告業廃業等届（様式第 21 号）：記載例 1

法人の破産
(記載例)

様式第 21 号（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告業廃業等届

理由が生じた日から 30 日以内に届出

令和 3 年 5 月 1 日

理由により届出者が異なる

知事名を記入

静岡県知事 ●●●● 様

住 所 静岡市葵区迫手町 9 9 - B

届出者 氏 名 破産管財人弁護士 熱海 太一

屋外広告業を廃止等したので、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 7 第 1 項の規定により届け出ます。

屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 (2) 1 1 1 1 1 号	
氏 名 ふりがな	株式会社静岡県庁 代表取締役 静岡 一郎 かぶしきがいしゃしずおかけんちよう だいひょうとりしきやく しずおか いちろう	
法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	法人・個人の別 ① 法人 2 個人	
住 所	郵便番号 (4 2 0 - 0 8 5 3) 静岡市葵区迫手町 1 - A	登記事項証明書の所在地と一致
	電話番号 (0 5 4) 1 1 1 - 1 1 1 1	
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 ③ 破産手続開始の決定による解散 4 その他の理由による解散 5 廃止	
届出の理由の生じた日	令和 3 年 4 月 1 0 日	
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 ③ 破産管財人 4 清算人 5 本人	

【届出の理由】	【届出者】	【届出者との関係】
1 死亡 (個人)	相続人	1 相続人
2 合併による消滅 (法人)	法人を代表する役員	2 元代表役員
3 破産手続開始の決定による解散 (法人)	破産管財人	3 破産管財人
4 解散 (法人)	清算人	4 清算人
5 屋外広告業の廃止 (個人/法人)	本人 (個人) 法人代表者 (法人)	5 本人

(注) 法人・で囲むこと

様式第 21 号 (第 20 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

個人の実廃止
(記載例)

屋外広告業廃業等届

知事名を記入

静岡県知事 ●●●●● 様

理由が生じた日から 30 日以内に届出

令和 3 年 5 月 1 日

理由により届出者が異なる

住 所 静岡市葵区迫手町 1 - A

登録申請者

氏 名 静岡 太郎

屋外広告業を廃止等したので、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 7 第 1 項の規定により届け出ます。

屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 (2) 1 1 1 1 1 号	
氏 名 ふりがな	静岡 太郎	
法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	法人・個人の別 1 法人 ② 個人	
住 所	郵便番号 (4 2 0 - 0 8 5 3) 静岡市葵区迫手町 1 - A	住民票の住所と一致
	電話番号 (0 5 4) 1 1 1 - 1 1 1 1	
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 その他の理由による解散 ⑤ 廃止	
届出の理由の生じた日	令和 3 年 4 月 1 0 日	
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 ⑤ 本人	

【届出の理由】	【届出者】	【届出者との関係】
1 死亡 (個人)	相続人	1 相続人
2 合併による消滅 (法人)	法人を代表する役員	2 元代表役員
3 破産手続開始の決定による解散 (法人)	破産管財人	3 破産管財人
4 解散 (法人)	清算人	4 清算人
5 屋外広告業の廃止 (個人/法人)	本人 (個人) 法人代表者 (法人)	5 本人

(注) 法人・で囲むこと

6 屋外広告業登録証の再交付

(1) 屋外広告業登録証の再交付について

紛失や破損等の理由により、屋外広告業登録証の再交付を希望する場合は、申請書を提出してください。

ア 提出部数

正本：1部

副本：1部（一式、正本のコピーで構いません）

イ 提出書類一覧

- ・屋外広告業登録証再交付申請書（様式第28号）
- ・屋外広告業登録証（原本）※破損を理由に再交付を希望する場合

(2) 屋外広告業登録証再交付申請書の作成

屋外広告業登録証再交付申請書（様式第28号）：記載例

登録証の再交付
(記載例)

様式第28号（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

~~屋外広告業登録証~~
~~屋外広告物講習会修了証書~~再交付申請書
~~記 定 書~~

知事名を記入

静岡県知事 ● ● ● ● 様

「屋外広告業登録証」以外を抹消

屋外広告業登録証
~~屋外広告物講習会修了証書~~の再交付を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第23条第1項の規定により申請します。

令和3年5月1日

住所 静岡市葵区追手町1-A
登録申請者 株式会社静岡県庁
氏名 代表取締役 静岡 太郎

申請の理由	亡失	理由の例「亡失」、「損傷」 なお、損傷の場合は、申請書に現在の登録証を添付すること
備 考		

（注）不要の文字は、抹消すること。

7 よくある質問

1	新規登録をしたいが、県内に営業所がない場合、どこに申請したらよいか	8カ所ある土木事務所のうち、任意の事務所へ申請をしてください。 なお、登録以降の手続（変更、更新、廃業等）の提出先は、初回の登録をした事務所となります。 *詳しくはP21をご覧ください。
2	登録申請に、役員の住民票の写しは必要か	静岡県では提出は不要です。 添付書類はP3に記載のとおりです。
3	業務主任者となる資格の一つに屋外広告物講習会修了者があるが、他県の講習会でもよいか	他県・政令市が主催する講習会修了者でも問題ありません。 *詳しくはP4の参考をご覧ください。
4	更新登録はいつまでに申請すれば良いのか	有効期間（5年間）の満了の日の30日前までに申請をしてください。 有効期限を過ぎた場合、新規登録をやり直す必要があり、期限満了後から登録完了するまでの間は、屋外広告業の営業行為はできません。
5	法人役員が変更したが手続は必要か	監査役以外の場合は、変更の届出が必要です。 *手続はP13をご覧ください。
6	法人役員の役職名が変更したが手続は必要か	職名の変更の場合も、変更の届出が必要です。 *手続はP13をご覧ください。
7	住居表示が変更したが手続は必要か	住居表示の変更や合併により町の名称が変わった場合は、変更の届出は不要です。
8	県内に営業所がない業者だが、変更届はどこに提出すれば良いか	新規登録をした際の土木事務所に提出してください。 その土木事務所が不明の場合は、県ホームページに掲載する屋外広告業登録簿で確認してください。
9	更新申請と変更届を同時に提出する場合、誓約書はそれぞれ必要か	それぞれ必要です。 更新申請書2部（正・副）、変更届2部（正・副）を提出してください。 なお、副本は正本のコピーで構いません。
10	いつから新しい様式を使わなければならないのか	令和3年4月1日以降に新たに作成する際は、新しい様式を使用してください。なお、既に以前の様式で作成していたり、提出している場合は、再度作成する必要はありません。

8 提出先一覧

(1) 提出先

ア 主たる営業所又は営業所が県内にある場合

主たる営業所又は営業所（複数ある場合は、いずれか1つ）の所在地を所轄する土木事務所の都市計画課へ提出してください。

イ 営業所が県内にない場合

（新規の登録）いずれかの土木事務所の都市計画課へ提出してください。

（新規の登録以外）新規の登録の際提出した土木事務所の都市計画課へ提出してください。

ウ 担当一覧

主たる営業所又は営業所の所在地	担当土木事務所
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	下田土木事務所 都市計画課（☎0558-24-2110） 〒415-0016 下田市中 531-1 mail: shimodo-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
熱海市、伊東市	熱海土木事務所 都市計画課（☎0557-82-9185） 〒413-0016 熱海市水口町 13-15 mail: atado-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	沼津土木事務所 都市計画課（☎055-920-2221） 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3 mail: numado-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
富士宮市、富士市	富士土木事務所 都市計画課（☎0545-65-2243） 〒416-0906 富士市本市場 441-1 mail: fujido-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
静岡市	静岡土木事務所 都市計画課（☎054-286-9335） 〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20 mail: shizudo-toshi@pref.shizuoka.lg.jp
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町、吉田町	島田土木事務所 都市計画課（☎0547-37-4181） 〒427-0019 島田市道悦 5 丁目 7-1 mail: shimada-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市、森町	袋井土木事務所 都市計画課（☎0538-42-3292） 〒437-0042 袋井市山名町 2 の 1 mail: fukudo-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
浜松市、湖西市	浜松土木事務所 都市計画課（☎053-458-7276） 〒430-0929 浜松市中央区中央 1 丁目 12-1 mail: hamado-toshil@pref.shizuoka.lg.jp
県外	上記のいずれかの土木事務所（任意）

(2) 提出方法

提出は、持参又は郵送で受け付けています。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（休日を除く）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとなります。

(3) 様式の入手方法

県のホームページからダウンロードできます。

以下の URL か、QR コードで検索してください。

< 静岡県ホームページ >

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029816.html>)



【問合せ先】

【県のホームページ】

(屋外広告業の制度について)

静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課景観づくり推進班

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 ☎ 054-221-3702(直通)

(屋外広告業の各種手続について)

8(1)に記載の「提出先となる土木事務所」にお問い合わせください

